

	いては、高低差 75cm 以内ごとに踏幅 150cm 以上の踊場を設けること。 (4) 高低差が 16cm 以下で、かつ、勾配が 1/12 を超える傾斜がある部分又は高低差が 16cm を超え、かつ、勾配が 1/20 を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。 (5) 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 (6) 傾斜路は、その踊場及び当該傾斜路に接する通路の表面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことによりこれらと容易に識別できるものとする。	
(3) 廊下等及び各室の出入口	1 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 2 段を設ける場合においては、当該段は、(4)の項に定める構造に準じたものとする。 3 (1)の項に定める構造の出入口から多数の者が利用する各室の 5 に定める構造の出入口に至る経路のうち、それぞれ 1 以上の廊下等(廊下その他これに類するものをいう。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。この場合において、(9)の項に定める構造のエレベーターが設置されるときは、当該 1 以上の廊下等は、当該エレベーターの昇降路を含むものとする。 イ 幅は、内法を 120cm 以上とすること。 ロ 廊下等の末端の付近の構造は、車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、区間 50m 以内ごとに車椅子が転回することができる場所を設けること。 ハ 高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。 ニ (1)の項に定める構造の出入口並びに(9)の項に定める構造のエレベーター及び(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 4 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、(2)の項木に定める構造とすること。 5 多数の者が利用する各室の出入口のうち、それぞれ 1 以上の出入口は、(1)の項に定める構造とすること。	建築物
(4) 階 段	多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階に通ずる階段(その踊場を含む。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。 イ 手すりを設けること。 ロ 主たる階段には、回り段を設けないこと。ただし、建築物の構造上回り段を設けない構造とすることが困難な場合は、この限りでない。 ハ 表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ニ 踏面と蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと又は踏面の先端部とその他の踏面部分及び蹴上げとの色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより段を容易に識別できるものとし、かつ、つまずきの原因となるものを設けない構造とすること。	建築物
(5) 便 所	1 多数の者が利用する便所は、特定の階に偏ることなく設ける等多数の者が当該便所を利用する上で支障がない位置に設けること。 2 多数の者が利用する便所は、これらの者が利用する階（直接地上へ通ずる出入口のある階であって多数の者が利用する便所を 1 以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にあるもの又は多数	建築物（第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設及び共同住宅を除く。）

	の者が利用する部分の床面積が著しく小さい階、多数の者の滞在時間が短い階その他の建築物の管理運営上多数の者が利用する便所を設けないことがやむを得ないと認められる階を除く。)の階数に相当する数以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ当該数以上)設けること。 3 多数の者が利用する便所を設ける階((6)の項2に定める構造の便所がある階を除く。4において同じ。)においては、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房がある便所を1以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ1以上)設けること。 4 多数の者が利用する男子用小便器のある便所を設ける階においては、手すりが配置されている床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る。)その他これらに類する小便器のある便所を1以上設けること。 5 多数の者が利用する便所のうち1以上には、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる構造の水洗器具を設けた便房を1以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ1以上)設けること。	
(6) 車椅子使用者用便房	1 多数の者が利用する便所を設ける階(以下「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合にあつては2以上、当該便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合にあつては当該床面積に相当する数に1/20,000を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数)以上。ただし、当該階に設ける(5)の項に定める便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあつては、当該(5)の項に定める便所の数とする。)に、車椅子使用者用便房を1以上(男子用及び女子用の別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定める場合は、この限りでない。 イ 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合 ロ 1本文の規定により設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合 ハ 次の(1)又は(2)に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める場合 (1) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあつては、1本文に定める数以上)に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 (2) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階 当該多数の者が利用する便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあつては、1本文に定める数以上)に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合 二 床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1/1,000を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数) (1,000㎡未満の便所設置階(車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。)の階数に相当する数を超える場合にあつては、当該階数に相当する数)に1本文に	建築物(第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。)

	定める床面積が 1,000 m²以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イに定める施設がイに定める位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合 2 車椅子使用者用便房を設ける便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）は、次に定める構造とすること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車椅子使用者用便房が設けられていること。 ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を 80cm 以上とすること。 ハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 ニ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 ホ 車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。 ヘ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。 ト 車椅子使用者が円滑に利用できるような位置及び高さに配慮した鏡が設けられていること。 チ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法で表示すること。	
(7) 駐車施設	1 多数の者が利用する駐車場には、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数以上の車椅子使用者用駐車施設を設けること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして 2 に定める場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。 イ 当該駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を 2 以上設ける場合にあっては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数。以下イ及びロにおいて同じ。）が 200 以下の場合 当該駐車施設の数に 2/100 を乗じて得た数（1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数） ロ 当該駐車場に設ける駐車施設の数が 200 を超える場合 当該駐車施設の数に 1/100 を乗じて得た数（1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げて得た数）に 2 を加えた数 2 車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものは、次のイ又はロに定める場合とする。 イ 多数の者が利用する駐車場が機械式駐車場であり、かつ、その出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられている場合 ロ 多数の者が利用する機械式駐車場及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場を設ける場合であって、次に定める基準に適合する場合 (1) 当該機械式駐車場の出入口の部分に車椅子使用者が円滑に自動車に乗降することが可能な場所が 1 以上設けられているこ	建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）

	と。 (2) 当該機械式駐車場に設ける駐車施設の数（当該機械式駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該機械式駐車場に設ける駐車施設の総数）及び当該機械式駐車場以外の多数の者が利用する駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の数（当該駐車場を2以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける車椅子使用者用駐車施設の総数）の合計数が、1本文に定める数以上であること。 3 車椅子使用者用駐車施設は、次に定める構造とすること。ただし、車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして2口(1)に定める場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。 イ 車椅子使用者用駐車施設へ通ずる(1)の項に定める構造の出入口から当該車椅子使用者用駐車施設に至る経路の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。 ロ 幅は、350cm以上とすること。 ハ 車椅子使用者用である旨を見やすい方法により表示すること。 二 床面は、水平とすること。	
(8) 視覚障害者を誘導する装置	1 多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口から道等に至る敷地内の1以上の通路は、次に定める構造とすること。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合又は高齢者、障害者等の移動に支障がないものとして知事が別に定める場合は、この限りでない。 イ 視覚障害者を誘導するための床材(線状又は点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものに限る。以下この表において「誘導用床材」という。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置その他これに代わる装置を設けること。ただし、出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合は、この限りでない。 ロ 傾斜路の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するための床材(点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものに限る。以下この表において「注意喚起用床材」という。)を敷設すること。ただし、傾斜路の上端及び下端に近接する敷地内の通路及び踊場の部分が勾配が1/20を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの、高低差が16cm以下で、かつ、勾配が1/12を超えない傾斜がある部分の上端及び下端に近接するもの又は傾斜路がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。 ハ 車路に接する部分及び車路を横断する部分には、注意喚起用床材を敷設すること。 二 段の上端及び下端に接する敷地内の通路及び踊場の部分には、注意喚起用床材を敷設すること。ただし、段がある部分と連続して手すりを設けるものである場合は、この限りでない。 2 直接地上へ通ずる出入口から施設内の人又は標識により視覚障害者に施設の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの1以上の廊下等及び階段は、1に定める構造に準じたものとする。ただし、主として自動車の駐車のために供する施設に設けるものである場合	1 にあつては建築物（事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）、2 から4 までにあつては建築物（第一種保健福祉施設、第二種保健福祉施設（婦人保護施設、高齢者共同作業場、心身障害者地域福祉作業所及び精神障害者共同作業所を除く。）、教育施設、事務所、工場等、共同住宅及び寄宿舎を除く。）

	又は建築物の内にある当該建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認できるものである場合は、この限りでない。 3 2に掲げる廊下等以外の廊下等に設ける傾斜路は、1の口に定める構造に準じたものとする。 4 2に掲げる階段以外の階段は、1の二に定める構造に準じたものとする。	
(9) エレベーター	1 多数の者が利用し、かつ、直接地上へ通ずる出入口がない階を有する施設においては、籠が当該階(専ら駐車施設の用に供される階にあっては、当該駐車施設に車椅子使用者用駐車施設が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。ただし、当該階において提供されるサービス又は販売される物品を高齢者、障害者等が享受し、又は購入することができる措置を講ずる場合は、この限りでない。 2 1に定めるエレベーターは、次に定める構造とすること。 イ 籠の幅は、内法を140cm以上とすること。 ロ 籠の奥行きは、内法を135cm以上とすること。 ハ 籠の平面形状は、車椅子の転回に支障がないものとする。 ニ 籠内には、戸の開閉状況を確認することができる鏡を設けること。 ホ 籠内には、手すりを設けること。 ヘ 籠内には、籠が停止する予定の階を表示する装置及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。 ト 籠内には、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の開鎖を音声により知らせる装置を設けること。 チ 籠及び昇降路の出入口の幅は、それぞれ内法を80cm以上とすること。 リ 籠内及び乗降ロビーには、車椅子使用者が利用しやすい位置に制御装置を設けること。 ヌ 籠内及び乗降ロビーには、視覚障害者が円滑に操作することができるように点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものによる表示を併用した制御装置(リに掲げる制御装置を除く。)を設けること。 ル 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは、それぞれ内法を150cm以上とすること。 ヲ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を表示する装置を設けること。 ワ 乗降ロビーには、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に、籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合は、この限りでない。	建築物(教育施設を除く。)
(10) 特殊構造昇降機	特殊構造昇降機(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第18条第2項第6号の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機をいう。)を設置する場合においては、同号の車いす使用者が円滑に利用することができるものとして国土交通大臣が定める構造とすること。	建築物(第2種保健福祉施設のうち教育施設を除く。)
(11) 受付カウンター及び記載台	受付カウンター及び記載台を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ及び蹴込みに配慮した受付カウンター及び記載台を1以上設けること。	建築物

(12) 公衆電話所	1 公衆電話所を設ける場合においては、車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ、蹴込み等に配慮した公衆電話所を 1 以上設けること。 2 公衆電話所に通ずる出入口を設ける場合においては、当該出入口は、(1)の項に定める構造とすること。	建築物
(13) 券売機	券売機を設ける場合においては、次に定める構造の券売機を 1 以上設けること。 イ 車椅子使用者が円滑に利用できるように高さ等に配慮した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。 ロ 視覚障害者が円滑に利用できるように点字による表示を併用した金銭投入口及び操作ボタンが設けられていること。	建築物
(14) 改札口及びレジ通路	改札口(公共交通機関の施設その他の施設の運賃、入場料金等を徴収するための出入口をいう。以下この表において同じ。)及びレジ通路(商品等の代金を支払う場所における通路をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合においては、1 以上の改札口及びレジ通路は、次に定める構造とすること。 イ 幅は、内法を 80cm 以上とすること。 ロ 戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 ハ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ニ 床面は、水平とすること。	建築物
(15) 案内設備	1 用途面積が 2000 m²以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した次に定める構造の館内案内板その他の案内設備を 1 以上設けること。ただし、案内所を設ける場合又は当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。 イ 文字又は記号は、大きくかつ太くすること、地板との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと等により、容易に識別できるものとすること。 ロ 車椅子使用者用便房がある場合は、その位置を表示すること。 2 用途面積が 2000 m²以上の建築物又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内のエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を点字、文字等の浮き彫り、音による案内又はこれらに類するものにより視覚障害者に示すための案内設備を設けること。ただし、案内所を設ける場合は、この限りでない。 3 用途面積が 2000 m²未満の建築物又はその敷地に案内設備を設ける場合は、1 及び 2 に定める構造に準じたものとする。	建築物
(16) 観客席	1 固定式の客席を設ける場合においては、次に定める基準に適合する車椅子使用者が円滑に利用できる客席区画(以下この表において「車椅子使用者用区画」という。)を 1 以上(客席数が 100 席を超え 400 席以下の場合にあっては 2 以上、400 を超える場合にあっては 2 にその超える客席数 200 までごとに 1 を加えた数(当該数が 10 を超える場合は、10 とする。)以上)設けること。ただし、集会施設及び興行施設の客席にあっては、車椅子使用者用区画を 2 以上(客席数が 400 席を超える場合にあっては、2 にその超える客席数 200 までごとに 1 を加えた数以上)設けること。 イ 客席区画の幅及び奥行きは、それぞれ内法を 90cm 以上及び 135cm 以上とすること。 ロ 床面は、水平とし、かつ、滑りにくい仕上げとすること。 ハ 客席区画の前面及び側面には、必要に応じて落下防止の措置を講	建築物

	ずること。 2 出入口から車椅子使用者用区画に通ずる客席内の通路の幅は、内法を 120cm 以上とすること。 3 2 に掲げる通路に高低差がある場合においては、(2)の項木に定める構造の傾斜路及びその踊場又は(10)の項に定める構造の特殊構造昇降機その他これに準じた構造の昇降機を設けること。	
(17) 洗面所	多数の者が利用する洗面所を設ける場合においては、次に定める構造の洗面所を 1 以上設けること。ただし、口及び二については、車椅子使用者用便所が設置されている建築物に多数の者が利用する洗面所を設ける場合は、この限りでない。 イ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。 ロ 車椅子使用者が円滑に利用できるよう高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。 ハ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。 二 車椅子使用者が円滑に利用できるよう位置及び高さに配慮した鏡が設けられていること。	建築物
(18) 浴室	多数の者が利用する浴室を設ける場合においては、次に定める構造の浴室を 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。 イ 洗い場及び脱衣室の出入口の幅は、内法を 80cm 以上とすること。 ロ 洗い場及び脱衣室の出入口は、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ハ 洗い場及び脱衣室の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 二 浴槽、洗い場及び脱衣室には、手すりを適切な位置に配置すること。ただし、常時勤務する者により介助を受けて当該浴室を利用することができる場合は、この限りでない。ホ 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 ヘ 洗い場及び脱衣室の水栓器具は、レバー式その他操作が容易な方式のものを適当な位置に 1 以上設けること。	建築物
(19) 更衣室等	多数の者が利用する更衣室等(更衣室又はシャワー室をいう。以下この表において同じ。)を設ける場合においては、次に定める構造の更衣室等を 1 以上設けること。ただし、客室内に設けられるものについては、この限りでない。 イ 出入口の幅は、内法 80cm 以上とすること。 ロ 床には、車椅子使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。 ハ 出入口の戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。 二 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。 ホ 手すりを適切な位置に配置すること。 ヘ シャワー等の水栓器具は、操作が容易な方式のものを設けること。	建築物
(20) 授乳場所	授乳を行うことができる場所を確保し、当該場所には、乳幼児用ベッド及び椅子その他これらに類するものを設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で

		用途面積 5,000 平方メートル以上のもの
(21) おむつ交換台	おむつを交換できる台その他これに類するものを 1 以上設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積 2,000 平方メートル以上のもの
(22) 乳幼児椅子	乳幼児椅子その他これに類するものを備えた便房を 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)を設けること。	第一種官公庁施設、文化教養施設、集会施設、興行施設、物品販売店舗及び公共交通機関の施設で用途面積 2,000 平方メートル以上のもの
(23) 客 室	次に定める構造の客室を客室数に 1/50 を乗じて得た数(1 に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数)以上設けること。 イ 出入口は、(1)の項に定める構造とすること。 ロ 室内には、(6)の項 2 イから二までに定める構造の車椅子使用者用便房を設けること。ただし、当該客室が設けられている階に車椅子使用者用便所が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。 ハ 室内には、(18)の項に定める構造の浴室を設けること。ただし、当該客室が設けられている建築物に(18)の項に定める構造の浴室が 1 以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ 1 以上)設けられている場合は、この限りでない。 ニ 室内は、車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な面積が確保されていること。	宿泊施設で 50 室以上の客室を有するもの